安芸高田市水道事業業務委託について、公募型プロポーザル方式に係る手続きを開始するので、次のとおり公告する。

令和８年１月９日

広島県水道広域連合企業団
安芸高田事務所　　竹内　正樹

１　業務名
安芸高田水道事業業務

２　業務目的
安芸高田市水道事業業務委託は、民間事業者の持つ創意工夫及びノウハウの活用を期待し、安芸高田市水道事業の維持管理を長期一括発注及び性能発注するもので、民間事業者からの提案に基づき実施する。また、併せて水道料金徴収等の事務を包括的に委託し、経営の合理化と市民サービスの向上を目的とする。

３　対象施設及び業務の概要
（１）　対象施設
ア　水道事業（吉田給水区、甲田給水区）
イ　旧簡易水道（吉田、八千代、美土里、高宮、甲田、向原給水区）
ウ　旧飲料水供給事業（高宮給水区）

（２）　業務の概要
ア　業務内容
（ア）　浄水場施設等運転管理
（イ）　管路施設維持管理
（ウ）　窓口料金関係等業務
イ　業務期間等
（ア）　業務期間
2026（令和８）年４月１日から 2030（令和 12）年３月 31 日まで（４年間）
（イ）　引継ぎ及び準備期間
契約日から令和８年６月 30 日まで

４　委託料の契約上限額
委託料の契約上限額はつぎのとおりとする。また、委託料の支払いは月ごとに本件業務が仕様書を満たしていることを確認した上で、業務完了相当額を 2 ヶ月に１回支払うものとする。
契約上の上限額 923,620,000 円（税抜き）

5　参加資格

（１）　共通事項

参加できる者は、次に揚げる要件を全て満たすものであること。

ア　「安芸高田市の令和７・８年度物品等入札参加資格者名簿」に登載のある者で、役務の提供において上下水道関係の登録があるもの。

イ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定する入札参加資格制限に該当しないこと。

ウ　本件調達の公告日から契約締結日までの間いずれかの日においても、広島県及び安芸高田市指名除外基準に基づく指名除外を受けていないこと。

エ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていること（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）

オ　法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

カ　次の（ア）～（カ）までのいずれの場合にも該当しないこと。

（ア）　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。））第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（イ）　暴力団（法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（ウ）　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

（エ）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（オ）　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（カ）　営業活動に係る必要な締結に当たり、その相手方が（ア）～（オ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ　単独企業であること。

ク　水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に規定する水道事業又は水道用水供給事業に係る現有施設能力 12,000 立方メートル／日以上の浄水場（水道事業に係るもの）において、単体として第三者委託又は包括運転管理業務委託（包括運転管理業務には、運転操作管理業務、保守点検業務、修繕業務及び薬品等のユーティリティ調達業務等を含まれること。）を３年以上元請として実施した実績を有すること。

ケ　水道法第 24 条の３に規定する受託水道業務技術管理者の資格を有する者を雇用しており、その資格者を本業務に配置するものであること。また、配置にあたっては、クに該当する浄水場の運転管理の実務経験を１年以上有する者であること。

コ　次の１）～４）に示す有資格者、実務経験者を参加表明書提出時で直接的に雇用していること。ただし、有資格者の資格重複は可能とする。なお、同等以上の資格を可とする。

１）　水道技術管理者の資格を有している者

２）　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

３）　危険物取扱者乙種第４類

４）　第二種電気工事士

５）　その他労働安全関係で必要な資格者

（２）　水道施設等の維持管理

ア　「令和７・８年度安芸高田市物品等入札参加資格者名簿」に登載のある者で、役務の提供において上下水道関係の登録があるもの。

イ　元請けとして、過去10年間に日本国内の水道事業における浄水施設（排水処理を除く。）の浄水施設運転管理業務実績が２年以上の経験がある者。

ウ　次に掲げる有資格者を配置又は組織できること。

（ア）　水道法第24 条の３第３項に規定する「受託水道業務技術管理者」の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務経験が２年以上ある者。

（イ）　第二種電気工事士以上の資格を有する者。

（ウ）　その他、要求水準書に定める法令の規定により必要な資格を有する者。

（３）　給水装置関連業務

ア　水道技術管理者または、給水装置工事主任技術者の資格を有する者

（４）　料金事務関連業務

ア　要求水準書に示す検針業務及び調定・収納業務並びに滞納整理業務の全てにおいて、当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。

イ　個人情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

6　プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）説明会及び現地見学会

令和８年１月 28 日（水）９時から 17 時まで。詳細は実施要領に示す。

7　実施要領等に対する質問期間及び回答

質問期間は、令和８年１月 28 日（水）から令和８年２月３日（火）16 時までとし、令和８年２月４日（水）17 時までに順次回答する。詳細は実施要領に示す。

8　参加手続等

令和８年１月 19 日（月）から令和８年１月 22 日（木）17 時までとする。詳細は実施要領に示す。

9　技術提案書等の提出

令和８年２月 12 日（木）16 時までとする。詳細は実施要領に示す。

10　技術提案書等に係るヒアリング

技術提案書等を提出した者に対し、ヒアリングを実施する。詳細は実施要領に示す。

11　審査結果の通知

審査及び評価により合計点の最も高い参加者を優先交渉権者として選定し、参加者全員へ結果を通知する。詳細は実施要領に示す。

12　その他の留意事項

（１）　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）　参加表明書、技術提案書等の作成及び提出に関する費用は参加者の負担とする。

（３）　提出された参加表明書、技術提案書等は返却しない。また、提出された参加表明書、技術提案書等は、業務委託者の特定以外に使用しない。

（４）　参加表明に関する質疑は、実施要領 6（1）の 3）に示す部署に問い合わせること。

（５）　電子メールの着信に関する着信確認は、参加者の責任において行うこと。

（６）　参加者が１事業者であった際も、審査事項及び評価基準に従い審査を行う。

（７）　契約保証金

ア　契約締結と同時に契約保証金を納付することとし、契約保証金の額は、契約金額の 10 分の１以上の額とすること。ただし、次の各号の一つに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

（ア）　債務の不履行により生じる損害を付保する、広島県水道広域連合企業団安芸高田事務所を被保険者とする履行保証保険契約の締結。

この場合、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証書を寄託すること。

（イ）　債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行の保証。

イ　委託料の変更があった場合は、基本仕様書第 63 条第 2 項に示す。

ウ　広島県水道広域連合企業団契約規程第 4 条の規定に該当するときは、契約保証金を免除する。